

「茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」 申請期限を12月28日(月)まで延長

市は新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、県が交付する「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を受給した市内事業者に、一律20万円を交付する「茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を実施しています。

この度、県協力金の審査状況を踏まえ、申請期限を3か月延長することとします。

1 交付対象事業者

県協力金第1弾分、第2弾分の両方、またはいずれかを受給した市内事業者

※ 県協力金第1弾、第2弾ともに受給した場合でも、市協力金の受給は1事業者につき1回となります

2 交付額

一律20万円

3 申請方法

電子申請または産業振興課への郵送で申請してください。

添付書類等の詳細については、市ホームページまたは電話でご確認ください。

4 申請期限

12月28日(月)まで 【当初申請期限 9月30日(水)】

※ 郵送は当日消印有効

※ 5月7日から受け付けている県協力金第1弾受給者からの申請期限も12月28日(月)に延長します。

〈問い合わせ先〉

経済部産業振興課商工業振興担当

電話：0467(82)1111 内線2392

E-mail：sangyou@city.chigasaki.kanagawa.jp